

広報

錦

お祭りを
楽しみつくそう！



Topics

P 2 ~ 3 Nishiki Topics

第6回にしき産業フェスタ

木質バイオマス発電所竣工式 ほか

P 4 令和6年度一般会計予算

P 5 保育料の完全無償化始めます

P 6 ~ 9 令和6年度 施政方針

「食の未来」を考える
くらんどつながる市 21周年創業祭



商品を購入する来場者

2月18日、錦町農産物等直売所出荷協議会（桑原崇会長）主催の、21周年創業祭「くらんどつながる市」が道の駅錦・くらんど公園で開催され、約40店舗が出店しました。

当日は天候にも恵まれ、想定を上回る約8千人が来場。

今回のテーマである「食の未来」に合わせた企画も行われ、来場者が未来に残したい食べ物を書いて木に飾り付けを行いました。

公園内では太鼓演奏やエイサーなどが披露された他、スポーツやキャンプ体験などを来場者が楽しんでいました。

また、会場の至る所で高校生ボランティアらが会場を盛り上げ、大盛況で幕を閉じました。

県内外から約50店舗が集結！
第6回にしき産業フェスタ



会場を練り歩くひょっとこ

2月10日と11日の2日間、錦町役場前広場で「第6回にしき産業フェスタ」が開催されました。

同イベントは、錦町商工会青年部（竹田生史部長）の主催で、当日は県内外から54事業者が出店。飲食物や衣料品、花などが販売され、会場ではひょっとこ踊りや和太鼓演奏、ダンスなどが披露されました。お昼頃には多くの来場者で賑わいを見せ、2日間で約4千人が来場しました。

会場を訪れた方は「好きな食べ物を買うことができて良かった。ステイジイベントを楽しみにしている」と話していました。

みんなで仲良くワイワイと
しゅんなめじょ作り（下十日市地区）



しゅんなめじょと参加者

2月10日、下十日市公民館で、しゅんなめじょ作りが行われました。

同活動は、下十日市地区のいきいきサロンのメンバーが集まり、毎年行っている活動です。

しゅんなめじょは、五穀豊穡と農業の人手が多くなることを祈願し、農家で行われる伝統行事です。俵にヤジロベエと粟穂に繭というお餅を先端に刺して飾ります。

活動に参加された方は「みんなが集まり、活動を行うことができ良かった。農作物が豊作になることを願ってしゅんなめじょを作った」と話されました。

早期の本復旧を願って
県道覚井一武線球磨大橋着工式



鍬入れを行う参加者

2月4日、木上小学校体育館で県道覚井一武線球磨大橋着工式が行われました。

令和4年9月に発生した大型で非常に強い台風14号の影響で橋脚部分が破損し、通行止めになる被害が発生しました。

その後、国・県の協力のもと、令和5年3月に仮橋が完成し、今回、本復旧に向けた式が実施されました。

式では、森戸義貴九州地方整備局長の式辞、蒲島郁夫熊本県知事の挨拶、金子恭之衆議院議員の祝辞の後、主賓・木上小学校児童による鍬入式が行われました。

森本町長は「大橋は木上地区と一武地区を繋ぐ大事な橋。国・県の仮橋や本復旧に対する迅速な対応にお礼を申し上げます」と謝辞を述べました。

木質バイオマス発電所竣工式 合同会社熊本錦グリーンパワー



竣工式出席者

2月26日、木上の発電所敷地内で竣工式が行われ、関係者約60人が参加しました。神事の後、事業者であるテスホールディングスの山本一樹代表取締役社長が「木質バイオマスの適地で皆様のご協力により事業が開始できることを嬉しく思う。森林保全と雇用の創出に繋がるよう努力していく」と挨拶。熊本県の田嶋徹副知事は「本県の森林資源を有効活用できる。末永く安定的に事業継続してほしい」と祝辞を述べられました。

最後に森本町長が「進出の話をしてきたから長い期間を要したが、人口減少、雇用創出のため誘致できて良かった。今後は周辺企業と連携しながら、町の発展のため広く町外に発信していきたい」と挨拶しました。本発電所は100%国産材で未利用間伐材やパルプを原料として発電する施設です。

教育のさらなる発展・充実へ 令和5年度教育論文表彰



表彰を受けた教職員

2月20日、青年会館で令和5年度教育論文表彰式が行われました。同式は、人吉球磨地域の教育論文に応募した、町内小中学校の教職員を表彰するもので、今年度は10人（西小3人、一武小2人、木上小2人、錦中3人）が対象。森本町長から受賞者一人ひとりに表彰状と記念品が手渡され、日頃の授業や各種教育活動、授業研究に対する感謝の気持ちも伝えました。また、毎床教育長から論文にまとめることで課題解決につなげ、教師力を高めることの大切さなどについての話がありました。

最後に受賞者を代表して木上小の鬼塚悠教諭が「研究を通して、子どもたちが意欲的に取り組むことができる授業づくりを心掛け、錦町の児童生徒の健全育成に向けて尽力していきたい」と話されました。

少年剣道教育奨励賞受賞 錦町剣道クラブ



錦町剣道クラブの皆さん

この度、錦町剣道クラブ（平嘉和総監督）が全日本剣道連盟より「2023年度少年剣道教育奨励賞」を受賞されました。受賞に伴い、1月20日錦西小学校体育館で授与式が行われました。授与式では、熊本県剣道連盟尾方正照会長が「非常に価値があるもので、支援してくれる家族や地域の方のおかげでもある。初心を忘れず、これからも頑張ってください」と挨拶。本クラブを代表して田山佳奈恵監督が「創立20年の節目に素晴らしい賞をいただき嬉しく思う。これからも、基本を大切に、子どもたちと一緒に指導者、保護者一体となって頑張っていく」と感謝の言葉を述べられました。

本クラブは、月、水、金曜日は午後7時から、土曜日は午前9時から錦西小学校体育館で活動されており、部員も随時募集されています。

第1分館が見事優勝 第35回錦町分館親善ゴルフ大会



団体の部優勝の1分館参加者

錦町ゴルフ大会実行委員会主催の第35回錦町分館親善ゴルフ大会（球磨カントリー倶楽部開場50周年記念大会）が、2月25日、球磨カントリー倶楽部で開催され、第1分館が見事優勝を飾りました。大会には63人が参加し、分館同士の親睦と融和が図られました。

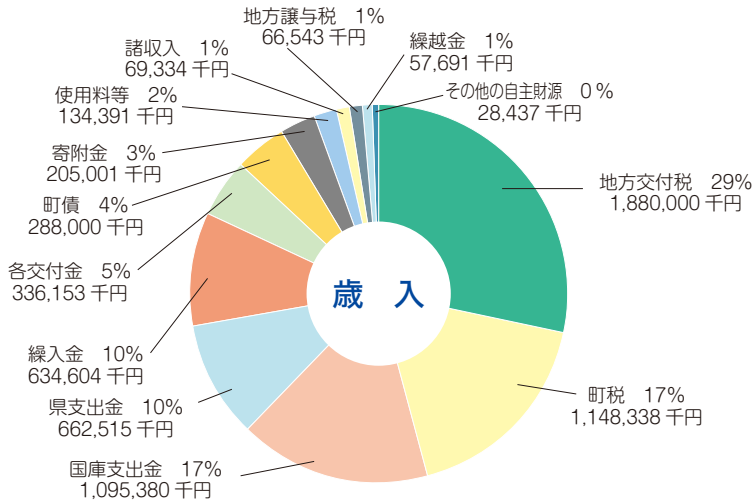
成績一覧

【団体の部】	第1分館
優勝	第11分館
準優勝	第6分館
3位	第6分館
【個人の部】	
優勝	鶴崎 益男⑦
準優勝	本田 克之④
3位	丸小野 泰之①
レディース賞	本田 里美④
ベストグロス賞	鶴崎 益男⑦
※○内は分館	

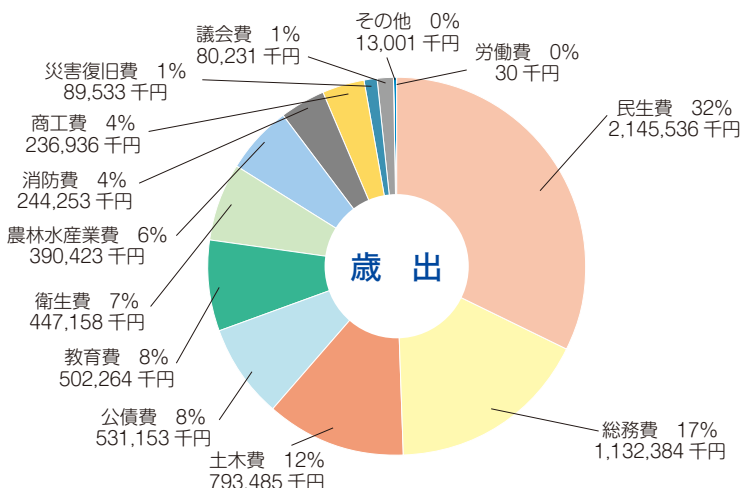
令和6年度 一般会計予算

単位：千円

歳入	金額	割合
地方交付税	1,880,000	29%
町税	1,148,338	17%
国庫支出金	1,095,380	17%
県支出金	662,515	10%
繰入金	634,604	10%
各交付金	336,153	5%
町債	288,000	4%
寄附金	205,001	3%
使用料等	134,391	2%
諸収入	69,334	1%
地方譲与税金	66,543	1%
繰越金	57,691	1%
その他の自主財源	28,437	0%
計	6,606,387	100.0%



歳出	金額	割合
民生費	2,145,536	32%
総務費	1,132,384	17%
土木費	793,485	12%
公債費	531,153	8%
教育費	502,264	8%
衛生費	447,158	7%
農林水産業費	390,423	6%
消防費	244,253	4%
商工費	236,936	4%
災害復旧費	89,533	1%
議会費	80,231	1%
その他	13,001	0%
労働費	30	0%
計	6,606,387	100.0%



令和6年度当初予算決まる

一般会計前年度比約9%増

令和6年度の各会計当初予算が、3月5日から開会した第一回定例議会で決定しました。一般会計における予算額は、歳入歳出約66億639万円、前年度に比べ約5億5,656万円の増となりました。

主な事業としては、大王原公園仮設住宅活用事業、福祉センターの空調更新、0歳児から2歳児までの保育料無償化、林道の災害復旧工事が挙げられます。総合計画等に掲げる目標達成に向け、各種施策を展開します。

・町民一人当たりになめていただく税金

約11万2千円

・町民一人当たりに使われる予算

約64万6千円

2月末現在の人口

10,213人

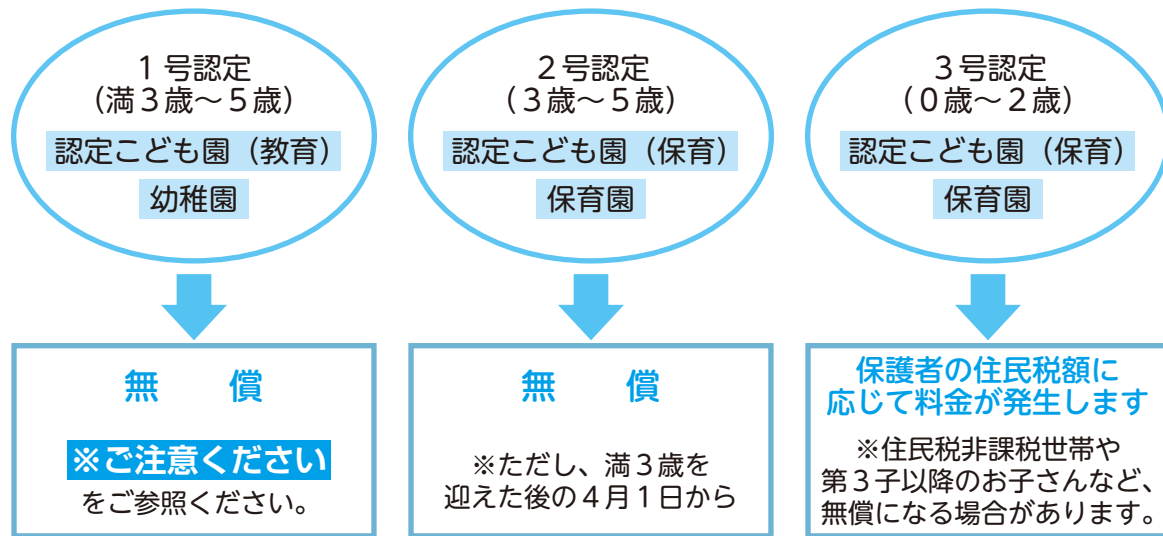
保育料の完全無償化はじめました

錦町では、「のびのびとみんなで子育てできるまち」の形成を基本理念として、様々な子育て支援に取り組んでいます。

令和6年4月からは、本町独自の支援として、保育施設を利用する際に発生していた保育料を完全無償化し、さらなる子育て支援の充実を図ります。



令和6年3月まで



令和6年4月から

完全無償（保育料は発生しません）

※絵本代や教材費、延長保育料、一時預かりなど、園で発生する諸費用はこれまでと同様です

※ご注意ください

保育を必要としない1号認定子どもに係る預かり保育料は、施設で定めた料金が発生します。ただし、共働きなどで保育を必要とする要件がある世帯については、申請により無償となります（下記参照）。

【無償化の対象】

- 満3歳を迎えた後の3月31日までの利用料（非課税世帯のみ）
- 4月1日時点で満3歳以上の子どもに係る利用料

保育料の完全無償化について詳しく知りたい方、その他町が取り組んでいる子育て支援策を知りたいという方は、町のホームページに掲載していますので、ご確認ください。QRコードを読み込むと対象のページにアクセスできます。



問合せ 住民福祉課 ☎ 38-1112

令和6年度施政方針

令和2年から始まったコロナ禍は、感染症法上の位置付けが5類に移行し、一定の収束を迎えたことから社会経済活動もコロナ禍前に戻ってきつつあります。

子ども政策の抜本強化による少子化トレンドの反転、教育や住宅など多様な施策と子ども施策の連携に取り組むとしていきます。

業の選択と集中を行いながら、豪雨災害・新型コロナウイルス感染症・物価上昇で停滞した地域の活力を取り戻す取り組みや国と連動した少子高齢化対策、住民生活の安全安心の確保、デジタル技術の活用など施策を講じていきます。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下「基本方針2023」）で、30年ぶりの高水準となる賃上げ、企業の高い投資意欲などを更に加速させるときとして、「賃金と物価の好循環」

「成長と分配の好循環」を目指し、長らく続いたデフレマインドを払拭することでデフレ脱却につなげ、経済の立て直し、財政健全化に向けて取り組むとされています。

一方、本町の財政状況については、これまでの経常経費の抑制や健全な財政運営の推進などの取組から一定の成果を上げてきましたが、新型コロナウイルス感染症や令和2

年7月豪雨による大規模災害影響で、依然として資材・燃料は高騰し、農業をめぐる情勢は厳しいものとなっております。

令和5年度においては、農業者全般を対象に負担緩和に向けた支援策を行ってきたところでありましたが、今後も農業の経営環境を注視し、また、令和6年に改正予定の「食料・農業・農村基本法」に基づき

展開される各種施策も活用しながら、引き続き持続可能な農業の展開と農業者の経営安定及び継続対策を進めていきます。

農業

また、高収益作物への転換による農家所得の向上やスマート農業の推進など労働力の軽減や低コスト化により、魅力ある農業の確立を進めていきます。

また、高収益作物への転換による農家所得の向上やスマート農業の推進など労働力の軽減や低コスト化により、魅力ある農業の確立を進めていきます。

また、高収益作物への転換による農家所得の向上やスマート農業の推進など労働力の軽減や低コスト化により、魅力ある農業の確立を進めていきます。

また、高収益作物への転換による農家所得の向上やスマート農業の推進など労働力の軽減や低コスト化により、魅力ある農業の確立を進めていきます。

また、高収益作物への転換による農家所得の向上やスマート農業の推進など労働力の軽減や低コスト化により、魅力ある農業の確立を進めていきます。

林業

森林は様々な恩恵をもたらしてくれる不可欠な資源です。林道の早期復旧を進めるとともに、森林組合と連携のもと森林経営管理制度を活用した適正管理、森林環境譲与税を活用した森林及びライフラインの整備、また誘致企業における未利用材の再利用に努めていきます。

森林は様々な恩恵をもたらしてくれる不可欠な資源です。林道の早期復旧を進めるとともに、森林組合と連携のもと森林経営管理制度を活用した適正管理、森林環境譲与税を活用した森林及びライフラインの整備、また誘致企業における未利用材の再利用に努めていきます。

森林は様々な恩恵をもたらしてくれる不可欠な資源です。林道の早期復旧を進めるとともに、森林組合と連携のもと森林経営管理制度を活用した適正管理、森林環境譲与税を活用した森林及びライフラインの整備、また誘致企業における未利用材の再利用に努めていきます。

森林は様々な恩恵をもたらしてくれる不可欠な資源です。林道の早期復旧を進めるとともに、森林組合と連携のもと森林経営管理制度を活用した適正管理、森林環境譲与税を活用した森林及びライフラインの整備、また誘致企業における未利用材の再利用に努めていきます。

また、日本全体で急速に進む少子化により、今後社会機能を維持できるのか瀬戸際状況にあります。基本方針2023では少子化対策・この

本定例会において、令和6年度当初予算を提案いたしますが、起債残高も増加し、財政指標の上昇は避けられない状況にあります。今年度も財

源の確保、経常経費削減、事

業の経営環境を注視し、また、令和6年に改正予定の「食料・農業・農村基本法」に基づき

展開される各種施策も活用しながら、引き続き持続可能な農業の展開と農業者の経営安定及び継続対策を進めていきます。

また、日本全体で急速に進む少子化により、今後社会機能を維持できるのか瀬戸際状況にあります。基本方針2023では少子化対策・この

本定例会において、令和6年度当初予算を提案いたしますが、起債残高も増加し、財政指標の上昇は避けられない状況にあります。今年度も財

源の確保、経常経費削減、事

業の経営環境を注視し、また、令和6年に改正予定の「食料・農業・農村基本法」に基づき

展開される各種施策も活用しながら、引き続き持続可能な農業の展開と農業者の経営安定及び継続対策を進めていきます。

また、日本全体で急速に進む少子化により、今後社会機能を維持できるのか瀬戸際状況にあります。基本方針2023では少子化対策・この

本定例会において、令和6年度当初予算を提案いたしますが、起債残高も増加し、財政指標の上昇は避けられない状況にあります。今年度も財

源の確保、経常経費削減、事

業の経営環境を注視し、また、令和6年に改正予定の「食料・農業・農村基本法」に基づき

展開される各種施策も活用しながら、引き続き持続可能な農業の展開と農業者の経営安定及び継続対策を進めていきます。

また、日本全体で急速に進む少子化により、今後社会機能を維持できるのか瀬戸際状況にあります。基本方針2023では少子化対策・この

本定例会において、令和6年度当初予算を提案いたしますが、起債残高も増加し、財政指標の上昇は避けられない状況にあります。今年度も財

源の確保、経常経費削減、事

業の経営環境を注視し、また、令和6年に改正予定の「食料・農業・農村基本法」に基づき

展開される各種施策も活用しながら、引き続き持続可能な農業の展開と農業者の経営安定及び継続対策を進めていきます。



畜産

和牛子牛の価格が弱含みで推移しておりますが、畜産は地域循環型農業の要であり、今後とも関係機関と協力して、飼養管理技術の向上、低

コストで高品質な子牛生産に努めるとともに、優良子牛の自家保留牛助成事業や肥育素牛導入事業、また、新たに設立されました受精卵移植推進協議会を支援しながら優良牛を確保できるよう、畜産農家の育成と経営の安定を図っていきます。



最後に、本町において、国が計画しています遊水地につきましては、署名を提出されました約1,300人の皆様
の思いをしっかりと受け止めて対応していきます。



商工業

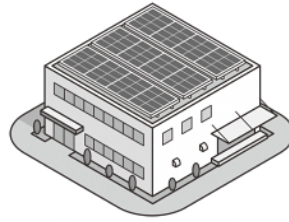
商工業後継者支援制度等により後継者の育成に努めるとともに、起業家等に対する補助等継続し、活性化を推進していきます。



企業誘致

既存誘致企業の活動支援を引き続き行い、残り1室となった就業センター内サテライトオフィスの活用をPRしていきます。また、

世界最大級の半導体製造会社
が本年度県央で稼働予定
であることから、人材の流出が懸念されるので、人材確保の観点からも誘致活動を強化し、誘致目標達成に向け展開していきます。



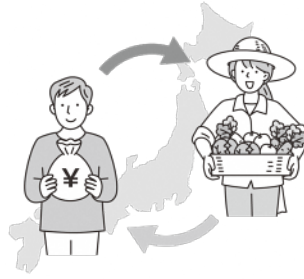
移住定住

昨年度リニューアルしたホームページなどを通じて周知を図るとともに、一昨年10月に開始しました『ふるさと住民票』制度を活用し、交流イベント『にしき会』を開催することにより町の魅力発信等行いながら、関係人口の創出に取り組みます。



ふるさと納税

本町の振興のための貴重な財源であることから、今年度も取り組みを継続しながら寄附額の確保に努めるとともに、企業版ふるさと納税についても取り組んでいきます。



観光

人吉海軍航空基地資料館が令和3年3月にリニューアルオープンし、周辺の環境整備を進めてきましたが、一昨年度、松根油乾溜作業所保存工事を完了し、さらには資料館周辺に建設されたゼンカイミート、錦バイオマス発電所も稼働を開始したことから、連携を強化し、修学旅行及び団体旅行の誘客に繋がるよう、また、平和についての学

びの拠点及び観光拠点として役割を果たしていきます。



少子化対策

全国的に進む少子高齢化は、医療や介護、年金といった持続可能な社会保障制度を確立していくうえで、極めて重要な問題となっています。本町でも子育て世代への支援は最も重要な行政課題であり、子宝祝い金制度、子ども医療費助成、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の無償化等を継続し、子どもを安心して育てられる環境づくりを進めていきます。



障がい者福祉

障がい者福祉施策は「錦町障がい福祉計画等」に基づき、地元地域で自立した生活を送ることができるよう支援を図っていきます。



高齢者施策

令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業計画を策定しています。高齢者人口の増加、介護給付費の増大により、介護保険財政は大変厳しい状況にあります。今後介護保険料の増加を最小限に抑えるためにも、健康寿命の延伸に向けて一人一人が意識していただき、介護予防に努めていただきます。元気で自立した生活を送り、心身ともに健康でいられるよう、錦町では基幹型介護予防拠点施設

「ひだまり館」を活用した介護予防教室やいきいき百歳体操をプログラムとした地域での通いの場等を充実させ、認定者数の増加を抑制できるように介護予防事業を展開していきます。



健康の保持増進

本町の国保医療費及び介護サービス費は依然として増加傾向にあります。その要因は、生活習慣病の重症化に因る入院費等の増によるものです。生活習慣病の早期発見・予防には「健診」が重要であり、健診を継続的に受けていただくことが「健康の保持増進の第一歩」と考えるので、健診未受診者の受診勧奨を行いながら、受診後の保健指導を徹底するとともに、本年度から

後期高齢者医療被保険者を対象とした人間ドック費用助成を実施していきます。

「高齢者の保健指導と介護予防事業の一体的実施事業」によるフレイル予防や訪問指導を充実させるとともに、休日健診や施設健診など健診機会

の拡充や、中学生健診・19歳からの基本健診の取組みにより、より多くの町民の皆さんに受診していただける体制づくりに努めていきます。

今後も町民一人ひとりが「自分の健康は、自分で守る」という意識を持つことが大事なので、町民の健康意識の醸成を図っていきます。



学校教育の振興

子どもは未来を担う地域の宝であり、地域創生の活力の源でもあることから、地域に誇りを持ち心豊かに

遅しく育てるため、外国語教育と伝統や文化に関するふるさと教育の充実に努めているところです。

昨年度から、時間的・金銭的な子育て世帯の負担軽減を図り、より多くの子どもたちに学習環境を提供するため、

町営塾「にしき未来塾」を開設し、英語検定受験のための学習会を開催しており、今年度も継続していきます。政府目標の中学生英検3級合格50%以上を達成するため、英語力の向上、学習の習慣化に努めていきます。

また、令和4年度から外国語指導助手を4人体制にし、日常会話を中心としたコミュニケーション能力の向上を図っており、継続してこれからの国際化社会に対応できる人材の育成に努めていきます。

GIGAスクール事業におきまして、一人1台のタブレット整備が完了したことから積極的な活用を図り、子ども達の学力向上に取り

組みます。

昨年度から新たにスタートしたプログラミング教育については、プログラミング教材を購入し、小中学生全学年において活用を行っており、今後も積極的に取り組んでいきます。

小中学校全児童生徒を対象とした給食費補助は、昨年引き続き全額を補助する無償化とします。

従来から実施しております就学援助費助成に加え、昨年度から取り組んだ入学祝い金支給や修学旅行費半額補助についても、子育て支援及び保護者の負担軽減策として継続していきます。今後においても子育て支援についてはより一層力を入れ、実施していきます。

社会教育の振興

町民すべてが「一人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てる町」を目指して、生涯学習を推進しながら、人権教育の充実と更なる啓発を図っていきます。

町図書館につきましては、利用対象者が減少する中ではありますが、移動図書車を更新し、巡回箇所を増加して運用しております。今後も移動図書の利用啓発に努め、住民サービスを図っていきます。



社会体育については、高齢化や少子化に伴い、近年参加が難しい分館もあることに鑑み、町民体育祭をはじめ町内の各種スポーツ行事を工夫改善しながら、軽スポーツやシニアスポーツを取り入れなが

ら地域の連携と生涯スポーツの推進に努めていきます。

消防・防災体制の整備

町の地域防災計画に基づき、消防本部・消防団・自主防災組織など関係機関との連携や、災害・火災時において

的確な行動等できるようにするため、引き続き防災訓練、消防訓練を実施します。昨年度は、自主防災組織の方を対象とした防災講話、救出救護・消火訓練、消防団については、小型ポンプの中継訓練・

ボート操舵訓練を行いました。が、今後も訓練など実施しながら、災害時における対応力向上、各団体との連携・協力体制を構築していきます。

また、地域防災の要である消防団につきましては、人口の減少に伴い入団する若年層の減少は避けられない現実にあります。昨年度はじめて、女性消防団員3名の方に入団いただきました。今後も機能別消防団員・女性消防団員の募集を継続するとともに、団

員の身分補償の充実も図っていきます。

さらに、本年3月には告知放送システムに係る更新業務が完了するので、更新後においても円滑な防災情報等の提供を行ってまいります。

防犯灯については毎年各区より要望がございますが、今後も整備を継続してまいります。



社会資本の整備

令和2年7月豪雨の災害復旧については、水無川橋復旧を残すのみとなっております。令和6年度中の完了へ向け計画的に進めてまいります。日常生活が回復した今後において

は、減災を目的とした町管理河川の浚渫をはじめ道路については、整備の必要性や効果を検証しつつ事業を計画的・効率的に進め、橋梁については、近接目視による点検結果

に基づき補強・修繕を計画的に行い、社会インフラの機能保全と維持管理の徹底に努めていきます。また、国の代行事業となった「球磨大橋架設」については、先般、本橋の着工が行われたところで

あり、今後においても、早期完成に向け引き続き国・県に要望してまいります。

近年問題となっている児童生徒が通学途中に車に巻き込まれる悲惨な事故が全国で多発していることを受け、本町においても交通弱者である児童生徒や高齢者の安全確保に向けた取り組みを関係機関と連携を執りながら進めていきます。

水道事業については、昨年度策定したアセットマネジメントに基づき、合理的かつ持続可能な経営ができるよう経費の節減に努めるとともに、次期料金改定に向け検討してまいります。また、今後の施設更新を見据えた基金の確保のためにも、適正な料金体制の確立とより安定的な経営体制

の整備を進めます。下水道事業については、今年度から企業会計導入元年を迎え、さらなる経営安定化及び施設の長寿命化計画の策定など、体制整備の強化に努めていきます。

下水道区域外においては、引き続き浄化槽設置への取り組みを積極的にを行い、生活排水環境の整備を図ってまいります。

公営住宅につきましては、建築から40年が経過した住宅が多数あることから、用途廃止となった空き家の解体や令和3年度に策定した長寿命化計画に基づき、屋上防水など住宅の維持管理・改善事業を計画的に進め、住環境の整備を図ってまいります。

住宅リフォーム補助制度については、地域経済の活性化と居住環境の向上に大きく寄与しており、引き続き実施してまいります。

また、令和6年4月に県から譲与予定の大王原公園仮設団地については、町有住宅として活用するため、社交金を活用した改修を進めていきます。

今後、国難というべき少子高齢化・人口減少は一段と進む中で、昨年10月からのふるさと納税制度見直しによる影響も避けられない状況にあり、本町の財政運営はさらに厳しさを増すものと思えます。令和6年度から第6期錦町総合計画基本計画も【後期】計画期間に入りますので、計画との連動性を確保しながら、町の将来像である「人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てる町」の実現に向け、職員と共に全力を捧げてまいり所存であります。どうか議員各位並びに町民の皆様

のさらなるご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。私の所信の一端といたします。

また、令和6年4月に県から譲与予定の大王原公園仮設団地については、町有住宅として活用するため、社交金を活用した改修を進めていきます。

今後、国難というべき少子高齢化・人口減少は一段と進む中で、昨年10月からのふるさと納税制度見直しによる影響も避けられない状況にあり、本町の財政運営はさらに厳しさを増すものと思えます。令和6年度から第6期錦町総合計画基本計画も【後期】計画期間に入りますので、計画との連動性を確保しながら、町の将来像である「人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てる町」の実現に向け、職員と共に全力を捧げてまいり所存であります。どうか議員各位並びに町民の皆様

のさらなるご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。私の所信の一端といたします。

のさらなるご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。私の所信の一端といたします。



65歳以上（第1号被保険者）の方へ ～ 介護保険料が変わります

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを対象とした「第9期錦町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

介護保険制度では、国の施策を反映した計画を3年を1期として策定することになっており、併せて介護保険料も改定され、令和6年度はその見直しの年です。今回策定した計画では、利用者の増加や介護給付費の上昇を見込み、介護保険事業費は、3年間で36億3,582万円、第8期と比べ、4億2,363万円の増加となる見込みです。

介護保険の財源は国・県・町の負担金（公費）50%と、第2号保険者（40歳～64歳）が27%、第1号保険者（65歳以上）が23%を負担する介護保険料で賄われています。介

護サービスの必要量、高齢者数、要介護（支援）認定者数などに応じて算定され、令和6年度から令和8年度までの保険料の基準額は、月額で前期の5,600円から6,900円、年額にして15,600円の引き上げとなりました。所得段階別の介護保険料については下表のとおりです。

また、今回、引き上げとなった主な要因は、次のとおりです。

- 要介護認定者数の増加
- 要介護認定者の増加による介護サービス費の増加
- 介護報酬改定による影響（R6年度の報酬改定率は+1.59%を予定）

基本理念

～「どぎゃんな」「だんだんあ」やさしいまちづくり～

段階	課税状況		収入要件	負担割合	令和6～8年度		令和5年度との比較	
	世帯	本人			月額	年額	月額	年額
第1段階	非課税	非課税	本人の年金収入等80万円以下又は生活保護	0.285	1,970	23,640	290	+3,480
第2段階			本人の年金収入等80万円超120万円以下	0.485	3,350	40,200	550	+6,600
第3段階			本人の年金収入等120万円超	0.685	4,730	56,760	810	+9,720
第4段階			本人の年金収入等80万円以下	0.9	6,210	74,520	1,170	+14,040
第5段階 (基準額)			本人の年金収入等80万円超	1.0	6,900	82,800	1,300	+15,600
第6段階	課税	課税	本人の合計所得120万円未満	1.2	8,280	99,360	1,560	+18,720
第7段階			本人の合計所得120万円以上210万円未満	1.3	8,970	107,640	1,690	+20,280
第8段階			本人の合計所得210万円以上320万円未満	1.5	10,350	124,200	1,950	+23,400
第9段階			本人の合計所得320万円以上420万円未満	1.7	11,730	140,760	2,210	+26,520
第10段階			本人の合計所得420万円以上520万円未満	1.9	13,110	157,320	3,590	+43,080
第11段階			本人の合計所得520万円以上620万円未満	2.1	14,490	173,880	4,970	+59,640
第12段階			本人の合計所得620万円以上720万円未満	2.3	15,870	190,440	6,350	+76,200
第13段階			本人の合計所得720万円以上	2.4	16,560	198,720	7,040	+84,480

(月額、年額：円)

「どぎゃんな」「だんだんあ」 やさしいまちづくりで介護保険料を抑制しましょう

錦町の介護保険事業費は、第8期の計画期間（令和3年度～令和5年度）において、計画値を上回って推移しました。その要因は、要介護認定者が増加したこと、錦町は他町村と比較して中重度（要介護3から5）の介護度の占める割合が高いこと、介護給付費の伸びが今後も継続していくことがあげられます。

これまでは、熊本県の平均保険料より低い保険料で推移していましたが、第9期は保険料を上げざるを得ない状況となりました。錦町の特徴としては、介護認定率が、国・県と比較して低く、また軽介護度の方が要介護認定を受けている中では少ない状況です。

要因としては、介護予防の取り組みが行われており、また、家族の介護に支えられていること、地域においても地区サロンが活発なこと、平成27年度から取り組んでいる通いの場での「いきいき百歳体操」に取り組む地域が増えてきたことによるものと考えられます。



これらの取り組みは、介護保険の理念である「自立支援」そのものであり、普段の生活の中に「地域の支えあい体制」や「健康意識や介護予防に対する意識」があると言えると思います。

しかし、確実に高齢化は進み、高齢者のみの世帯も多くなり、認知症や閉じこもり高齢者の増加が予想されます。それに伴い介護サービスが必要な方も増えていき、介護サービスの費用が増えると介護保険料の上昇は避けられません。これからは「高齢化の進行に伴う介護保険料の上昇をいかに抑えていくか」にかかっています。そのためにはこれまで以上に地域での「健康づ

くり」、「介護予防」の取り組みが必要です。現在、町では生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが中心となって「いきいき百歳体操」の普及を進めています。現在24の分館35カ所の地域において活動されており、体操後はランドゴルフや茶話会、ゲームを行うなど、体操で集まることをきっかけにそれぞれ特徴のある活動をされています。



地区のサロンや地域の縁がわ事業がない地域においては、高齢者の方に「どぎゃんな」と声をかけていただき、少ない人数からでも集まってまずは「いきいき百歳体操」を行い、その後はしゃべったり、遊んだりして「だんだんあ」と言って笑って帰っていただく「我が地域の介護予防事業」をはじめませんか？

やり方が分からないときは、地域包括支援センターにご相談ください。一緒に取り組みを考えていきましょう。

これらの活動が社会保障費を抑え、介護保険制度の安定につながります。しかし、一番大切なことは、元気に寿命を延ばすこと、自分の住み慣れた地域で家族や近所の人たちといつまでも元気に笑顔で暮らすことです。



後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療制度の対象となる方

- ・ 75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・ 65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方（市（区）町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）

令和6年度の保険料率

- ・ 後期高齢者医療制度は公費（5割）、現役世代からの支援金（4割）、被保険者からの保険料（1割）で運営しています。後期高齢者医療保険料は、加入者の医療費に充てられる大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。
- ・ 保険料は被保険者一人一人が納めます。
- ・ 保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。
- ・ 制度改正に伴い、年間保険料の限度額と所得割率に激変緩和措置が適用されます。

$$\begin{array}{ccc} \text{年間保険料額} & = & \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ \text{(限度額 80万円)} & & \text{(被保険者 1人あたり)} \\ & & 58,000 \text{円} \\ & & + \left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等} - 43 \text{万円} \\ \times \text{(基礎控除)} \\ \times \\ \text{所得割率} \\ 10.98\% \end{array} \right) \end{array}$$

令和6年度 後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、**特別徴収**（年金からの差し引き）または**普通徴収**（納付書または口座振替）により納めることとなります。

特別徴収の方

令和6年4月より**年金からの差し引き**により保険料を納めていただきます。特別徴収の対象となる方は自動的に特別徴収になります。（申請は不要です。）

ただし、年度途中で資格を取得した方や、年金の額によっては、普通徴収（納付書または口座振替での納付）になります。

普通徴収の方

令和6年7月より**納付書または口座振替**により保険料を納めていただきます。

- ・ 口座振替は登録した預貯金口座から自動的に引き落とすため、納付する手間がなく、納付忘れの心配もありません。口座振替への変更は窓口までご連絡ください。

75歳以上の後期高齢者医療被保険者の 人間ドック費用の一部助成を始めます！！

錦町では、令和6年度から75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象に、人間ドック受診にかかる費用の一部を助成する事業を開始します。

助成を受けるには、人間ドック費用全額を一旦負担していただき、その後申請していただくことで、後日支給が受けられます。

① 支給対象者

後期高齢者医療被保険者で、令和6年4月1日以降に人間ドックを受診された方

② 支給金額

人間ドック費用の2分の1の金額を限度（男性は30,000円、女性は35,000円）に支給します。

③ 対象とする医療機関

人間ドックを行っている医療機関および検査機関。

医療機関および検査機関には、被保険者が直接人間ドック受診の申し込みを行ってください。

④ 支給を受けるには

受診後、下記のものを持参していただき錦町役場（保険政策課 1階2番窓口）に申請してください。支給については、口座振込によって行います。

⑤ 申請に必要なもの

1. 受診された人間ドックの「領収書」
2. 受診された人間ドックの「検査結果通知書」
3. 口座情報の分かるもの
4. 印鑑

⑥ 申請期限

令和7年3月31日

問合せ 保険政策課 ☎ 38-1113

令和6年度（2024年度） 熊本県立農業大学校農作業安全講座 - 大型特殊・けん引 - 受講生募集のお知らせ



1 受講対象者

- (1) 県内に居住する専業農家、第1種兼業農家の構成員で、年間150日以上自営農業に従事するとともに、大型特殊車両の農業機械を有するまたは利用している者（予定も含む）
- (2) 県内に居住する県内の農業生産組織または農業生産法人などの構成員、従業員、オペレーターであり、大型特殊車両の農業機械を運転・操作する業務を担う者 ※他に運転免許試験の受験資格を満たす必要があります。

認定農業者等当講座で定める担い手に該当する場合は優先選定の対象とします（要添付書類）。 ※申し込み多数の場合は抽選となります。

2 募集期間

令和6年（2024年）4月8日（月）から4月26日（金）迄

3 申込先

所管の広域本部または地域振興局の農業普及・振興課まで

※県立農業大学校HPからのインターネット申し込みも可

問合せ 県立農業大学校研修部 ☎ 096-248-6600
球磨地域振興局 農業普及・振興課 ☎ 24-4117

固定資産税の縦覧制度及び固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧制度をご利用ください

縦覧制度

納税者の方が自己の固定資産の評価額が適正かどうかを客観的に判断するために、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することで、他の資産の評価額と比較できる制度です。（免税点未満で課税されない人を除きます）

記載内容

- ・土地価格等縦覧帳簿（所在、地目、地積、価格）
- ・家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、価格）

縦覧期間

令和6年4月1日から5月31日まで（土曜日・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所及び縦覧時間

錦町役場税務課 午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧できる人

錦町内に所在する土地または家屋に対して課する固定資産税の納税者、納税者の委任を受けた方（委任状が必要）、納税管理人

縦覧の際お持ちいただくもの

申請者の本人確認ができる身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

※申請者が代理人の場合は、委任状または納税通知書

※申請者が法人の場合は、法人登録印または法人登録印を押した委任状



縦覧手数料

無料

閲覧制度

納税義務者は自己の資産について、借地・借家人は使用収益の対象となる資産について、固定資産課税台帳（名寄帳）を確認することができます。縦覧期間中に限り、名寄帳の写しを交付しています。

閲覧期間

通年（土曜日・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所及び縦覧時間

錦町役場税務課 午前8時30分から午後5時15分まで

閲覧できる人

錦町内に所在する土地または家屋に対して課する固定資産税の納税者、納税者の委任を受けた方（委任状が必要）、納税管理人、借地・借家人

閲覧の際お持ちいただくもの

申請者の本人確認ができる身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

※申請者が代理人の場合は、委任状または納税通知書

※申請者が法人の場合は、法人登録印または法人登録印を押した委任状

※申請者が借地・借家人の場合は、権利関係・権利対象物件の分かる賃貸借契約書など

閲覧手数料

1件300円

※令和6年4月1日から令和6年5月31日まで無料（名寄帳コピー代 1枚10円）

4月は介護保険料の納期です！

納期限 4月30日（火）

□座振替日 4月25日（木）

※町税などの納付は口座振替をご利用ください。支払い忘れがなく安心です。
※毎月の料金などについても、納め忘れがないようにお願いします。
※納期限を過ぎると、コンビニ納付はできませんのでご注意ください！

問合せ 保険政策課 ☎ 38-1113

令和6年度 犬の登録および狂犬病予防注射について

狂犬病予防法に基づいて品種、室内飼いなどの区別なく生後91日以上全ての飼い犬は、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

町では、各行政区を巡回して犬の登録手続と狂犬病集合予防注射を行います。犬を登録済みの方へは、狂犬病集合予防注射案内を送付しています。初めて犬を登録される方は、実施時間と場所を町のホームページで確認していただくか住民福祉課にお問い合わせください。

なお、動物病院でも狂犬病予防注射を接種することができます。料金につきましては各病院にお問い合わせください。

※動物病院で犬の登録や狂犬病予防注射を受けた場合は、犬の登録手数料、狂犬病予防注射料および注射済票交付手数料を動物病院でお支払いください。

《変更の届出をお願いします》

- 飼い犬が死亡したとき
- 犬の所有者が変わったとき
- 犬の所在地が変わったとき
- 飼い主の住所が変わったとき

《実施日》

4月

木上地区： 9日（火）
一武地区： 10日（水）
西地区： 11日（木）

5月

一武地区・木上地区： 8日（水）
（14～26区）
西地区・一武地区： 9日（木）
（1～13区）



《料 金》

犬登録手数料 3,000円（新規登録年度のみ。次年度からは不要です。）
予防注射料 3,300円（注射済票交付手数料500円が含まれています。）

《注 意》

登録または注射などをしていない犬を飼養していた場合、**20万円以下の罰金**に処せられます。

※狂犬病は、発病すると治療法がなく、ほぼ100%死に至るという恐ろしい人畜共通感染症です。

毎年必ず飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせましょう。

問合せ 住民福祉課 ☎ 38-1112

個人宅へのマイナンバーカード出張申請ははじめました！

対象者

錦町に住民登録があり、マイナンバーカードを初めて申請する方のうち、次のいずれかに該当し、外出が困難な方

- 75歳以上
- 要介護・要支援認定を受けている
- 障害者手帳を持っている
- 指定難病医療費受給者証を持っている



お申込みからカード受け取りまでの流れ



訪問時間

月～金曜日の午前10時～午後4時
(土日祝除く)

申し込み

錦町役場住民福祉課までお電話ください。
日程調整など、詳しいご説明をいたします。

役場へカードを取りに行かなくても郵便で届きます！



問合せ 住民福祉課 ☎ 38-1112

ごみ搬入量について

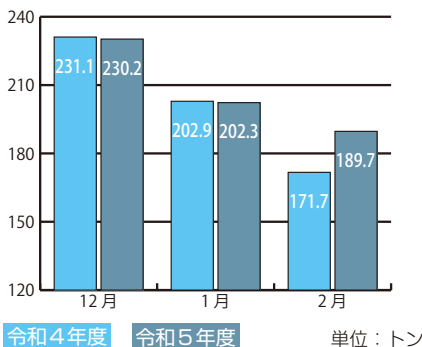
2月のごみ搬入量は前年同月に比べ増加しています。4月は特に引っ越しなどに伴い、搬入量が増加する傾向にあります。段ボールなどの資源物の分別を徹底し、ごみの減量化にご協力ください。

※ごみ搬入量は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみの搬入量の集計です。

※分別・収集について分からないことがある場合は住民福祉課環境係へお問い合わせください。

人吉球磨クリーンプラザごみ搬入量推移

※資源物を除く



劇薬（硫酸・苛性ソーダなど）の処分について

人吉球磨クリーンプラザへの搬入ごみ（不燃物）に劇物（硫酸・苛性ソーダ）が混入している事案が発生しています。破袋作業中の作業員が気づかずに開封した際に薬傷や失明を起こす危険性があります。劇物を処分する際は、収集所には出さず、販売店や専門業者へ相談して処分してください。



問合せ 住民福祉課 ☎ 38-1112

交際費執行状況表（2月分）

	支払日	件名	金額	相手先
町長	2月13日	香典 錦町民生委員児童委員協議会会長（母）	5,000円	麥生田家

錦町住宅リフォーム補助金制度について

錦町では、地域経済の活性化と居住環境の向上を図るため、町内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を補助しています。

期間を令和9年3月31日まで延長しました。

○補助の対象となるリフォーム・補助額

- ・町内の業者（個人の事業主も含まれます。）が施工するリフォームで工事費が20万円以上のものが対象となります。ただし、水道、下水道接続工事のみの工事費の場合は20万円未満でも対象となります。
- ・工事費の2割が補助金として支払われます。ただし、補助金の上限は30万円です。（上限30万円までは複数回申請ができます。）

※下水道接続工事、そのほか町内業者が施工できない工種（外壁塗装や瓦葺き替えなど）を、その工種のみでリフォームする場合に限り、町外業者での施工も可能です。ただし、上限は15万円です。

○町水道、下水道の区域内にあっては、町水道および下水道に接続することが必要です。



対象となる住宅

- ・町内に所有し、自らが居住している住宅（借家は対象外）

補助の対象となる人

- ・町内に住民登録している人
- ・町税、使用料等を滞納していない世帯

**対象工事など詳しくは
お問い合わせください。**

～申請の流れ～

- ① 補助金交付申請書の提出
（住宅の位置図、写真、見積書の写しを添付）
- ② 申請書類の審査
- ③ 補助金の交付決定
（申請から決定まで10日程度かかります。）
- ④ リフォーム工事の着工
※交付決定前に着工すると交付を受けられません。
- ⑤ リフォーム工事の終了
- ⑥ 工事完了の報告書提出
- ⑦ 補助金の交付

問合せ 地域整備課 ☎ 38-4949

令和6年能登半島地震災害義援金のご報告とお礼

この度の地震で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。町では、被災された方々を支援するため、1月5日から錦町役場1階正面玄関ロビーに義援金箱を設置し、義援金の募集を行っております。

また、錦町社会福祉協議会と錦町農産物等直売所（道の駅錦）にも設置されております。町民の皆様よりお寄せいただいた義援金は、2月末日現在で下記のとおりとなりましたのでご報告いたします。義援金につきましては、日本赤十字社石川県支部および石川県共同募金会を通して速やかに被災地へ寄付させていただきました。被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈りいたします。

記
錦町役場 458,974円
錦町社会福祉協議会 712,965円
錦町農産物等直売所 88,080円



問合せ 総務課 ☎ 38-1111

卓球台をご利用いただけます！

西・木上コミセンおよび青年会館に卓球台を1台ずつ設置しています。ラケットとボールを各自お持ちいただき、ご自由にご利用ください。各施設の利用予約につきましては、教育振興課にお問い合わせください。

問合せ 教育振興課 ☎ 38-4450

4月2日は『世界自閉症啓発デー』です

毎年4月2日は国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。

日本では、4月2日～8日を「発達障害啓発週間」として、全国各地で発達障がいを知っていただくための様々な啓発イベントが行われています。発達障がい（自閉スペクトラム症、ADHD、限局性学習症など）は、生まれつきの脳機能の障がい、物事の認知の仕方や学び方に違いがありますが、周囲の理解や特性に配慮した支援・環境の工夫で、持っている力を十分に伸ばしていくことができます。障がいについて、正しく知っていただくことが、支援の第一歩になります。障がいの有無に関わらず、一人一人の違いを認め合い、支えあえる社会になることを願っています。

◆自閉症啓発デー 2024 in 八代（映画上映イベント）

期 日：令和6年4月2日（火）

時 間：（1回目）14時～15時半 （2回目）18時～19時半

会 場：八代市立図書館 2階大集会室 定員 30名程度 ※申し込み不要（当日先着順）

上映映画「梅切らぬバカ」（出演：加賀まりこ、塚地武雅、渡辺いっけい、森口瑤子他）

◆自閉症啓発デー 2024 in 宇城

期 日：令和6年4月6日（土）、7日（日）

時 間：11時～17時（2日間とも）

会 場：イオンモール宇城のイベントスペース

内 容：疑似体験、書籍や支援グッズの展示、パネル展示

※詳細は、わるとまでお問合せください

<熊本県南部発達障がい者支援センターわると>

電話：0965-62-8839 FAX：0965-32-8951 メール：wa-roots@seiryu-hikawa.com

問合せ 熊本県南部発達障がい者支援センターわると ☎ 0965-62-8839

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

※ 正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

- ◇ 令和6年4月より前に発生した相続も対象です。
- ◇ 早めに相続登記を済ませましょう。
- ◇ 今なら**相続登記の免税措置**が拡大されています。
- ◇ 相続登記の手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。
- ◇ 弁護士・司法書士など相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください。



お問合せ先 熊本地方法務局不動産登記部門 096-364-2145（音声案内2番）

・玉名支局 0968-72-2347（音声案内2番） ・宇土支局 0964-22-0320

・八代支局 0965-32-2654（音声案内2番） ・山鹿支局 0968-44-2411

・阿蘇大津支局 096-293-2272（音声案内2番） ・人吉支局 0966-22-3393

・天草支局 0969-22-2467

お近くの法務局で、**相続登記の手続案内**を行っています（**予約制**）。

熊本地方法務局
HP



相続登記の**手続や書式**を法務局ホームページでご案内しています。

法務局HP



相続・登記の**専門家**に相談したい場合はこちら。

日本弁護士
連合会HP



相続・登記の**専門家**に相談したい場合はこちら。

熊本県司法書士会
相続センターHP



熊本地方法務局

問合せ 熊本地方法務局 人吉支局 ☎ 22-3393



情報の広場



お知らせ

サツマイモ基腐病のまん延防止について

サツマイモ基腐病は、茎の変色、いもの腐敗などを引き起こす病害で、県内でも発生が確認されています。これからサツマイモは定植時期を迎えます。病気を防ぐため、健全な種いも・苗の使用、土壌及び種いも・苗の消毒、排水対策などを徹底しましょう。発生した場合は、発病株をほ場の外に出し、発生箇所に登録薬剤を散布しましょう。

問Ⅱ病害虫防除所
☎096・248・6490
問Ⅱ球磨地域振興局 農業普及・振興課
☎24・4117

ペットも守ろう！ 災害対策！

災害時にペットを守る事ができるのは飼い主だけです。そのためには災害が起

きてからではなく、日頃からの備えが大切です。少なくとも5日以上以上のフードや水を備蓄し、ノミ・ダニの駆除やリードの準備、ケージに入るなどのしつけをしておきましょう。

マイクロチップや迷子札を装着しておく、迷子になった時に飼い主のもとに戻る確率が高まるため、必ず装着しましょう。

問Ⅱ人吉保健所
☎22・3108

ミツバチに対する 農薬危害防止について

これからカンキツ類の開花が始まり、ミツバチが訪花する時期になります。農薬を散布するときは、ミツバチへの農薬による危害が生じないように、近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画などの情報を事前に交換するとともに、散布した農薬がミツバチにかからないよう十分注意しましょう。

問Ⅱ県畜産課
☎096・333・2381
問Ⅱ球磨地域振興局 農業普及・振興課
☎24・4117

電力契約の訪問販売トラブルの相談は 消費生活センターへ

訪問してきた電力事業者が、「電気代が安くなる」などといって検針票を見せるように迫ったり、「マンション全体で契約先の電力会社が当社に変更になる」と事実と異なる説明をしたりして、契約を迫るといった相談が寄せられています。

一人暮らしなどで転居し、新生活が始まるこの時期にも十分注意が必要です。

電力契約の訪問販売に関するトラブルでお困りの場合は、局番なしの「188」におかけください。お近くの消費生活センターなどに繋がります。



募集

会計年度任用職員 (作業員) 募集

令和6年5月から錦町内道路等の維持管理・除草・伐採作業などをしていただける方を募集します。

詳しくは錦町ホームページをご覧ください。

問Ⅱ地域整備課
☎38・4949

水道メーター検針員の募集

令和6年5月から毎月初め5日間程度、西、一武地区の水道メーター検針ができる方を1名募集します。

ご希望の方は、4月17日(水)までに地域整備課まで履歴書をご持参のうえお越しいただけますようお願いいたします。書類審査後、面接日程を本人に通知します。

詳しい勤務内容については、お問い合わせください。

問Ⅱ地域整備課
☎38・4418

熊本県茶振興大会

2月9日、メルパルクホール熊本において令和5年度熊本県茶振興大会が開催されました。

同大会では、昨年11月に行われた茶品評会(茶園の部)の表彰が行われ、五條近司さん(木上高原)が九州農政局長賞を受賞されました。



◀受賞された五條さん



移動図書巡回車

『つくしいばら号』



昨年度と巡回場所が変更になった所があります。

令和6年度巡回予定表

ステーション名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1木曜	大正公民館 10:15~10:35	4日	2日	6日	4日	1日	5日	3日	7日	5日	9日	6日	6日
	松里公民館 10:45~11:05												
第2火曜	目郎集落センター 10:45~11:05	9日	14日	11日	9日	13日	10日	8日	12日	10日	14日	11日	11日
	平川公民館 11:15~11:35												
第3水曜	野間ふれあいセンター 10:15~10:35												
	上十日市公民館 10:45~11:05	17日	15日	19日	17日	21日	18日	16日	20日	18日	15日	19日	19日
	クレヨンの森 11:20~11:50												
第2土曜	指杉団地 10:15~10:35	13日	11日	8日	13日	10日	14日	12日	9日	14日	11日	8日	8日
	新指杉住宅 10:45~11:05												
第3土曜	野間住宅 10:15~10:35	20日	18日	15日	20日	17日	21日	19日	16日	21日	18日	15日	15日
	新立公民館 10:45~11:05												

つくしいばら号には小説の他に、料理、園芸、裁縫、DIY、育児書、健康の本、絵本や図鑑、児童書など様々な本を乗せています。また、大きな字で読みやすい、大活字本もあります。毎月本の入れ替えをして、話題の本や旬の本をお持ちしています。初めて移動図書館車を利用される方も、その場でカードの申込みをして借りることができます。また、図書館にある本の予約や、図書館に無い本はリクエストができますので、詳しくは職員にお尋ねください。

◆ご自宅への移動図書巡回サービスを提供しています◆

お身体の不自由な方や、ご自宅から移動図書巡回ステーションまでの道のりが遠く、移動手段がない方が対象となります。ご自宅に何う日は、上記の移動図書巡回日になります。

詳しくは、図書館までお問合せください。



問合せ 錦町図書館 ☎ 38-3420

令和5年度 ひなまつり会、 ご参加ありがとうございました！



家族で考える人権標語表彰式



錦中ボランティアのみなさんと
リボンリレーゲーム



錦中ボランティア

3/2(土)に、ひなまつり会が行われました。錦町在住の小川量さんによる素敵なハーモニカ演奏から始まり、「リボンリレーゲーム」や「錦町家族で考える人権標語」表彰式と、楽しく心温まるイベントとなりました。ハーモニカ演奏では「ひなまつり」「五木の子守唄」「赤とんぼ」といった童謡唱歌や珍しいハーモニカの音色に会場はいっぱい笑顔があふれました。ゲームには錦中ボランティアも参加し、小さい子どもたちと一緒に楽しむことができました。多くの方のご参加、ありがとうございました。



小川さんのハーモニカ演奏



5月1日(水)は休館日です

毎月第1水曜日は休館日です(祝日の場合は、翌日が休館になります)



錦町「家族で考える人権標語」表彰式



西小学校 受賞者



一武小学校 受賞者



木上小学校 受賞者



錦中学校 受賞者

問合せ 錦町図書館 ☎ 38-3420



婚活コーナー



2月の報告

◇新規登録希望者の面談（男性1人）

◇令和6年2月4日（日）球磨郡結婚対策推進協議会主催で、錦町のパルティール福寿庵にて『ランチで恋活』パーティーを開催しました。25歳～45歳の参加者28人（男性14人・女性14人）は、1対1の対面トークとお食事を楽しみました。イベントの結果、4組のマッチングがありました。



「新規登録随時募集中」

独身男性：球磨郡・人吉市にお住まいの方 独身女性：市町村は問いません

1対1 お見合い、少人数交流会、錦町主催のイベント、9町村合同イベントなどの情報をメールでご案内します。秘密は固く守られます。登録料や年会費は無料です。

※面談やイベント時には顔写真付き身分証明書（免許証やマイナンバーカードなど）の確認をさせていただきます。

メールやお電話でお気軽にお問い合わせください

◆結婚相談員 専用メールアドレス

nishiki-konkatsu@nishiki.kumamoto.jp (PC)
nishiki-konkatsu@au.com (携帯)

※迷惑メール対策の設定をされている方は、メールを受信できない場合があります。設定の確認をお願いします。



メール用QRコード

問合せ 住民福祉課 ☎ 38-1112

出張年金相談（予約制）のご案内

令和6年4月開催予定

第1・2・3・4月曜日	第2・4水曜日	第1・3水曜日
人吉市役所 1F 相談室2	錦町総合福祉センター	多良木町役場
1日・8日・15日・22日	10日・24日	3日・17日

【相談時間】 9：00～17：00（錦町総合福祉センター、多良木町役場）
9：30～16：45（人吉市役所1F 相談室2）
※12：00～13：00の時間帯は除く

ご予約の方法

◎八代年金事務所出張相談予約担当 ☎：0965-35-6123

受付時間：（平日）午前9時～午後5時（第2土曜日）午前9時30分～午後4時

※ご予約の際には、ご相談者様と配偶者の方の**基礎年金番号**が分かるものをご準備のうえ **開催日の3日前まで**にお電話ください。

出張年金相談は八代年金事務所が熊本県社会保険労務士会へ業務委託をして行うものです。

※直接、年金事務所などで年金の相談等をする際にも予約が必要になります。予約なしの場合には、予約者優先のため待ち時間が長くなります。

八代年金事務所 お客様相談室 予約受付電話（0965）-35-6123

自動音声案内①を選択後、②を選択してください



ももくらぶは、楽しみながら子育てができるように、親子の交流や情報交換の場として、錦町保健センター内に開設しています。どうぞ、お気軽にお越しください。



4月の活動

※予定は変更になる場合があります。

月	火	水	木	金
1	2 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば	3 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば	4 午前 6ヶ月児育児教室 午後 子育てひろば	5 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば
8 午前 母子手帳交付と両親学級 午後 マタニティータイム	9 午前 子育てひろば 午後 1歳6ヶ月児健診	10 午前 子育てサークル(ママとベビーのボディケア) 午後 子育てひろば	11 午前 子育てサークル(はいはいきらきらコース) 午後 3ヶ月児健診	12 午前 子育てサークル(ねんねコース) 午後 子育てひろば
15 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば	16 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば	17 午前 子育てサークル(親子運動教室) 午後 子育てひろば	18 午前 子育てサークル(えほんの会) 午後 親と子の歯の教室	19 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば
22 午前 母子手帳交付と両親学級 午後 マタニティータイム	23 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば	24 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば	25 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば	26 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば
29 昭和の日	30 午前 子育てひろば 午後 子育てひろば	*ねんねコース(生後一ヶ月から利用可能) はいはいコース(はいはいができるようになったら) きらきらコース(一人で歩けるようになったら)		



子育てサークル(午前10:00~12:00)

- ねんねコース ●はいはい きらきらコース ●えほんの会
- ママとベビーのボディケア ●親子運動教室 ●いただきますの会(調理実習を含む)
- マタニティータイム(母子手帳交付日の午後1:30~4:00)

子育てひろば(午前9:30~11:30 午後1:30~4:00)

- プレイルームでは、親子で自由に遊ぶことができます。
- 育児中のお母さんはもちろん、出産を控えた妊婦さんも、育児用品などを作ることができます。

子育て相談

随時受け付けております。(個室にて対応できます。)
※ご利用の際は、事前に電話での連絡をお願いいたします。

子育てひろば

一緒に遊んだりママ同士でおしゃべりしたり。。。



ママとベビーのボディケア

産後のママと赤ちゃんが、ゆったりと過ごします♪



いただきますの会

調理実習と食事会になります!



手作り小物

ミシンやアイロンも使えます!!



問合せ 錦町子育て支援センター(錦町保健センター内)

☎ 38-2048



新生活！好スタートのキは“朝食”にあり！

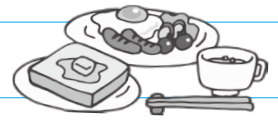
春は気圧の変化や寒暖差が大きい季節です。また、入学や転勤、異動など生活環境が変化し、気付かないうちにストレスを溜めてしまいやすくなります。そんな気象や生活の変化によって自律神経が乱れてしまうと様々な症状が引き起こされます。新生活がスタートする季節、自律神経の乱れを乗り切り、快適に過ごしていきたいですね。そのためには、1日の始まりに朝食を食べることがとても大切です。

こんな悩みはありませんか？

- 午前中、なかなか仕事はかどらない
- あまりお腹が空かない
- 午前中によくお菓子を食べる
- ランチの後に眠気やダルさを感じる
- 夕食時間が不規則
- 寝つきが悪い
- 体が冷える
- 血色が悪い
- 運動してもやせない
- 運動しても筋肉がつかない

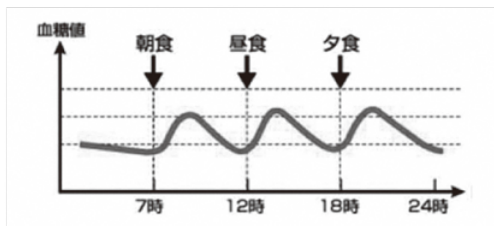


朝食の効果 ～何のために食べるの？～



- 脳と身体を目覚めさせる**
朝の脳は糖質が足りていない“ガス欠の状態”です。身体は動いていても頭はボンヤリしながら過ごしているかもしれません。ガソリン(=糖質)を朝食で補給し、脳と身体を目覚めさせましょう。
- 身体のリズムを整える**
身体に備わっている体内時計は、24時間よりも少し長い周期でリズムを刻み、睡眠や体温、血圧などのコントロールをしています。起床後は、朝食を食べて体温が上がったりすることにより、1日24時間のリズムで動き出します。朝食を抜いたまま活動すると体内時計が乱れ、心や身体のバランスが保てなくなります。
- 基礎代謝を高め肥満予防や生活習慣病を予防する**
特に錦町では、血糖値が高い方が多い状況です。血糖値の上がり方も食事の摂り方で変わります。

1日3食



1日2食

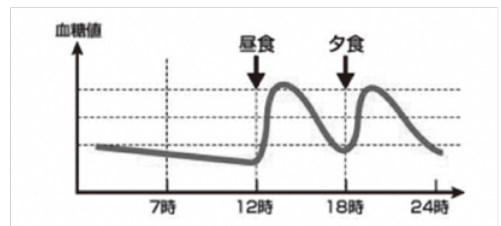


図1：日本医師会 食事の摂りかたで血糖値はこんなに変動します！

～ 最後に ～



朝食は胃袋を満たすだけではないということがお分かりいただけましたか？！食べ物のことを考えることは、過ごし方や生き方を考えることです。普段の食事は、あなたの健康、仕事、学業のパフォーマンスに大きく影響しています。新生活に向けて一度見直す機会にしてみましょう。

日本予防医学協会 健康づくりかわら版 参照
保健師 嶋田 由紀子



福祉サービスについて

錦町では高齢者ご本人やお世話をされるご家族様への福祉サービスの充実に取り組んでいます。下記の表にある福祉サービスを利用しながら、不安のない生活や健康づくり、介護予防にお役立てください。

高齢者が利用できる社会福祉サービス

	サービス名	内 容	要 件	詳 細
1	介護総合相談	介護や自宅の介護環境作りなど福祉・医療の専門職が相談に応じます。	介護のことでお困りの方	錦町地域包括支援センター
2	もの忘れ相談	専門の医師に、直接もの忘れに関する相談や助言が受けられます。	認知症の心配がある方や、支援する家族の方。 事前予約が必要。	予約：錦町地域包括支援センター 奇数月の第2水曜日 場所：ゆうゆう館 14：00 から
3	太極拳教室	転倒骨折予防のための運動教室です。	65 歳以上の町内在住の方	毎週月曜日（祝祭日を除く） 場所：ひだまり館 10：00 から
4	若返り体操教室	健康運動指導士が講師として町内コミセン等において行う巡回型の若返り効果がある体操教室を実施します。	65 歳以上の町内在住の方	毎月第3木曜日（祝祭日を除く） 場所：①錦町温泉センター ②西コミセン ③木上コミセン （毎月1ヶ所、月ごとに場所を変えながら開催） 10：00～11：30
5	高齢者タクシー助成事業	一枚500円の助成券を1年間で24枚交付します。	自家用車を所有しておらず、町民税非課税世帯の65歳以上の町内在住の方。町税などの滞納がない方。	利用できるタクシー会社（3カ所） つばめ・TakuRoo・錦中央タクシー
6	錦町乗合タクシー事業	自宅と役場など町内9カ所の停留所までの交通手段を確保する事業です。	町民の方はどなたでも利用可能。	片道 200円（80歳以上150円） 運行時間の1時間前までの予約が必要。1日往路、復路3便。 問い合わせ：総務課 38-1111
7	家族介護用品支給事業	おむつや尿取りバットの購入に際して利用券を支給します。	在宅で要介護4・5の方を介護している家族	1件当たり年間最大9万円の助成課税状況により、助成額が変わります。
8	車いす貸与	歩行困難で受診や外出ができずお困りの方に車いすを貸与します。	介護保険非該当者または要支援・要介護1の認定を受けられた方	申請は社会福祉協議会 問い合わせ：38-2074
9	地域福祉権利擁護事業	金銭管理や役所などから送られた書類の手続きなどを支援します。	認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が低下し金銭管理などに不安がある方	相談窓口は社会福祉協議会 問い合わせ：38-2074
10	SOSキーホルダー	外出先で倒れたり、認知症などで保護された場合に登録状況が確認できます。	65歳以上の町内在住の方	錦町地域包括支援センター
11	錦町高齢者見守りネットワーク	徘徊の恐れのある方の情報を事前に警察署に届けておくことで、万一の場合に早急に対応することができます。	65歳以上の町内在住の方	錦町地域包括支援センター
12	「和み」カフェ	カフェを通じて、認知症当事者や家族の精神的軽減につながる。また、とじこもり予防も目的としています。	一般および認知症のある本人、家族	ゆうゆう館にて 毎週火曜日 11：00～13：00
	「和みカフェ」 in 錦寿豊苑			錦寿豊苑にて 毎月 第2金曜日 11：00～14：00
	「おおつる虹色カフェ」			にしき園グループホームにて （近日再開予定） 毎月 第4金曜日 11：00～14：00
13	にしき「買いモン号」	町内をまわる移動販売です。	買い物に困っている方	販売元はイスマ錦店 問い合わせ：38-1000

問合せ 錦町地域包括支援センター ☎ 38-4020



No. 393

この度、前任者の尾方佑衣さんから選任されました吉田和可と申します。私は、高校生まで錦で過ごし、大学時代を熊本市内で過ごし、現在は地元で働いています。「思いつくまま」を書くにあたり、周りからとても期待されすぎてしまい何を書くか迷いに迷っているところですよ。

私は、大学時代から旅行に行くことが大好きだったので、大学2年生からコロナが流行り出し、思うように旅行に行けなくなりました。以前に比べ、コロナが落ち着いてきたので久しぶりに大

好きな旅行に行けるようになり嬉しく思います♪ 最近は、名古屋にいるいとこに会いに行き、伯父が経営する居酒屋にも行くことができました。伯父が居酒屋を開いて30年経つのですが、今まで一度も行ったことがありませんでした。また昨年お店が火事になり、リニューアルオープンしたため、お店の再開を応援しに行きました。お酒も飲める歳になり、いそこたちと楽しくお酒を飲みながら話していると大人になったなと感じます^^ 仕事やプライベートの話など、大人になるなんてもっと先のことだと学生の時は思っていたのですが、あつという間に社会人になってしまい、より時の早さを感じています。大学生は人生の夏休みとよく言いますが、働いている今その意味がよくわかります。もっと遊んでおけばよかったと後悔中です(泣) 私が小さい頃

に理想としていた大人は、もう今の年齢では結婚していたり、子どもがいたり、とてつもなく今の私からは、かけ離れています。これからゆっくり理想の大人になっていきたいです(笑)



伯父さんの居酒屋で親戚と

次は 木上 緑ヶ丘
増永 なつみさんです。

このコーナーは皆さんが普段思っていることを書いていただき、次の方へペンリレーするものです。よろしくお願ひします。

錦みんなの歌会

俳句

坂本 敦子

春の味 ちよつと辛い 新タカナ

春の味 ほんのり苦い 露のとう

春の味 菜の花木の芽の 和えの物

里山に すみれタンポポ 春の香

にしき狂句

にしきん婆

すっぺんこっぺん ぐずられるのは
お手のもの

すっぺんこっぺん ぐずり始めた
ほって置く

すっぺんこっぺん 口ばかり動かさ
ず 手を動かさ

すっぺんこっぺん いつまでも電話
かけとるか 俺が支払つとぞ

吉若 酔舞
すっぺんこっぺん 政治家動き 観
ちゃあもん

すっぺんこっぺん 泥汗塗れ ボラ
ンティア

☆次回(5月号)の笠 ◆「せわやく」(心配する)

あなたの考えた俳句・短歌を掲載
してみませんか。ペンネームで構
いません。お気軽に企画観光課へ
お届けください。

締切日 4月8日(月)

ご誕生



山本 凰斗(政弘・亜由美)

川邊 穂乃(乃矢・愛里)

豊永 梨乃(靖弘・香澄)

一武西原

西下須

ご結婚



谷山 恭祐(木上平野)

小畑 智愛(あさぎり町)

荒木 嵩登(一武西下原)
古賀 瑞世(一武西下原)

おくやみ



吉村 トヨ (96歳) 一武土屋

新堀 ヨシ子 (93歳) 木上由留木

山口 ハツメ (93歳) 西久保

麥生田 壽喜子 (96歳) 一武昭和

高村 英二 (86歳) 一武中忠ケ原

津山 純義 (81歳) 西内門

岩崎 里美 (58歳) 木上目郎

※ご誕生・ご結婚・おくやみ、と
もに2月受付分です。更に錦町
役場窓口での受付分のみとし、
承諾をいただきました方々を掲
載しております。

【総届出件数】

出生6件・婚姻2件・死亡9件

お詫びと訂正

広報にしき3月号の16ページ
の中で誤りがありましたので、
お詫びして訂正いたします。

内容は次のとおりです。

令和6年度 にしき活き活き大
学の受講者募集

楽しい絵てがみ

誤 第3木曜日13時30分
正 第3火曜日13時30分

パッチワーク(エンジョイコース)
誤 第1・3水曜日10時
正 第4木曜日10時

編集後記

今月号の表紙では、2月に行われ
た産業フェスタでの1枚を掲載して
います。カメラに向かってニコッと
笑顔をいただきました。ありがとう
ございました。

さて、今回は何を書こうかアイデ
アがなかなか出てこず、前年の4月
号を見たりしました。その中で前年
も今年もですが、分館親善ゴルフ大
会を掲載しており、私も出場してい
ました。1年で上手になったのか、
スコアを比較してみると、10打良
くなっており、日頃頑張ってきた成
果が出せたと思います。次の大会でも
10打良くなるようにこれからも日々
鍛錬に励みます。

人の動き 2月末人口動態 ()は先月比

○世帯数 4,003 (+7) ○総人口 10,213 (+1) ○男 4,848 (+5) ○女 5,365 (-4)

「あいねっと放送」 受信 できていますか？

あいねっと放送については、令和6年1月より希望世帯へのタブレット端末の貸与、2月よりスマホアプリでの配信を開始しました。今回整備したタブレット端末も、これまでのあいねっと放送の機器と同じように、置いておくだけで自動で放送が流れてくるものです。さらに、画面でもお知らせ内容が確認できるものになりました。スマホアプリは、いつ・どこにいてもお知らせ内容が確認できます。役場や区長などからお知らせが配信されますので、タブレット端末もしくはスマホアプリのいずれかの方法で情報が確認できるようにしてください。

タブレット端末の貸与を希望される場合は、錦町役場企画観光課(38-4419)までご連絡ください。スマホアプリのダウンロード方法は、広報にしき2月号に掲載していますのでご確認ください。下記のQRコードからダウンロードが可能です。ダウンロードおよび設定が難しい場合は、企画観光課の窓口でもサポートしていますので、お気軽にご相談ください。

また、4月から集落単位の放送機能が追加となることから、ご自身の所属する集落を設定していただく必要があります。スマホアプリのみ一度ログアウト・再ログインし、集落の選択をする必要があります。ご利用者の皆様にはお手数をおかけしますが、よろしく申し上げます。詳細はスマホアプリ利用者にお知らせを配信します。



スマホアプリダウンロード用QRコード

iPhone▲

Android▲

**この端末は
4月以降
使えなくなります**

タブレット配布について、これまで(株)デンソーの作業員が訪問しておりましたが、連絡が取れていない方や1月以降に配布希望された方については、企画観光課職員が設置に訪問いたします。タブレットを希望されていない世帯は、これまでの告知端末の撤去に4月から順次、訪問いたします。